

令和6年第3回那須烏山市議会9月定例会（第6日）

令和6年9月18日（水）

開議 午前10時00分

閉会 午前11時30分

◎出席議員（15名）

1番	高木洋一	2番	福田長弘
3番	荒井浩二	4番	堀江清一
5番	興野一美	6番	青木敏久
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
14番	中山五男	15番	高田悦男
16番	平塚英教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	内藤雅伸
会計管理者兼会計課長	高田勝
総合政策課長	小原沢一幸
公共施設再編担当課長	関雅人
まちづくり課長	大鐘智夫
総務課長	佐藤博樹
税務課長	川俣謙一
市民課長	大谷啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡誠
こども課長	水上和明
農政課長	深澤宏志
商工観光課長	星貴浩
都市建設課長	佐藤光明

上下水道課長

石 嶋 賢 一

学校教育課長

齋 藤 浩 文

生涯学習課長

黒 尾 明 美

代表監査委員

瀧 田 晴 夫

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

渡 辺 睦 美

書 記

村 上 和 史

○議事日程

- 日程 第 1 発議第 1 号 那須烏山市議会基本条例の一部改正について（委員長提出）
- 日程 第 2 認定第 1 号～認定第 8 号 那須烏山市決算の認定について
※委員長報告～質疑～討論～採決
- 日程 第 3 請願書等審査結果の報告について（議長提出）
- 日程 第 4 意見書案第 1 号 再審法改正を求める意見書の提出について（委員長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〔午前10時00分開議〕

○議長（青木敏久） おはようございます。傍聴席の皆様方には、お忙しい中、議場に足をお運びくださりまして、誠にありがとうございます。

ただいま出席している議員は15名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

日程に入る前に申し上げます。4番堀江清一議員に関する案件の審議を行うため、4番堀江清一議員の退席を求めます。

〔4番 堀江清一 退場〕

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員より発言取消申出書の提出がございました。那須烏山市議会会議規則第65条の規定に基づき、お手元に配付いたしました発言取消申出のとおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、堀江清一議員からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

4番堀江清一議員の入場を許可します。

〔4番 堀江清一 入場〕

○議長（青木敏久） ここで、堀江清一議員より一言ございましたら発言を許します。

4番堀江清一議員。

〔4番 堀江清一 登壇〕

○4番（堀江清一） 議席番号4番堀江清一でございます。

去る9月5日の一般質問の冒頭、また、9月9日の議会冒頭の発言におきまして不適切な発言がございましたので、青木議長宛てに発言の取消しを申し出たところでございます。

このたびは、私の不適切な発言により不快な思いをさせてしまい、また、大変な御迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

今後、那須烏山市議会議員として襟を正して言動には十分注意をいたしますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○議長（青木敏久） 次に16番平塚英教議員より発言の訂正がございました。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 議員番号16番平塚英教でございます。

去る9月5日に行いました私の一般質問におきまして不適切な発言をしてしまいました。訂正して、おわびを申し上げます。

「私は南那須地区広域行政事務組合議会議員を首になってしまったので」と発言してしまい

ましたが、それを「私は南那須地区広域行政事務組合議会議員を辞しているのに」に訂正いたします。

次に、9月9日に行いました令和5年度決算の総括質疑におきまして「自分が所属している市議会教育民生常任委員会」と発言してしまいましたが、「自分が所属している市議会文教福祉常任委員会」に訂正をいたします。

今後は議会での言動には十分注意をいたします。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（青木敏久） ただいまの平塚議員の発言の訂正につきましては、那須烏山市議会会議規則第65条の規定に基づき、議長において許可いたします。

次に9月9日に行われた11番田島信二議員の総括質疑に関し、執行部より追加答弁がございます。

黒尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒尾明美） 決算総括質疑の田島議員からいただいた大桶運動公園使用料の質問に関して、追加質問された市外の利用人数について答弁します。

利用については、アーチェリー大会などの利用で1,450人です。よろしくお願いいたします。

○議長（青木敏久） 本日、議会運営委員会を開き、日程を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 発議第1号 那須烏山市議会基本条例の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第1 発議第1号 那須烏山市議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 発議第1号 那須烏山市議会基本条例の一部改正について。

那須烏山市議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月18日提出。

提出者、那須烏山市議会議員、中山五男。

賛成者、那須烏山市議会議員、福田長弘、荒井浩二、矢板清枝、滝口貴史、小堀道和、相馬正典、田島信二。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 議案提出者である中山五男議員より趣旨説明を求めます。

14番中山五男。

〔14番 中山五男 登壇〕

○14番（中山五男） それでは、ただいま上程いたしました発議第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議会基本条例の中に反問権を加えるべきか否かにつきましては、以前より議員間で協議をしていたところでありますが、本市議会が令和5年度に開催した議会報告会に参加された方から反問権導入の要望があったことをきっかけに、議会改革推進特別委員会において調査研究をし、議論を重ねてまいったところであります。このことにつきましては、議員全員協議会に諮ったところ、反問権を導入すべきとの結論に至っておりますことから、本日その改正案を提出したところであります。

本条例の現行では市長等に議員からの質問や質疑を確認するための機会を与えることと定めてある規定を見直しまして、議論の論点や争点を明確にするために質問者に対し問い返すことができる権利である反問権を市長等に付与することとするため、条例の一部を改正するものであります。

なお、条例改正後、本議会において反問権を行使する際の手法、手順につきましては、先ほど議員の方々へお諮りしたところであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決・決定くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で議案提出者の趣旨説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、報告に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第1 発議第1号 那須烏山市議会基本条例の一部改正について、原

案のとおり決定することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第2 認定第1号～認定第8号 那須烏山市決算の認定について

○議長（青木敏久） 日程第2 認定第1号 令和5年度那須烏山市一般会計決算の認定についてから、認定第8号 令和5年度那須烏山市下水道事業会計決算の認定についてまで、決算認定8議案を議題といたします。

本件は、去る9月9日の本会議において、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しております。

各常任委員会の審査経過と結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、認定第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号の所管事項について、総務企画常任委員会委員長、興野一美議員の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、興野一美議員。

〔総務企画常任委員会委員長 興野一美 登壇〕

○総務企画常任委員会委員長（興野一美） 総務企画常任委員会委員長の興野と申します。

決算審査結果の報告を行います。

令和6年9月3日の本会議において提案され、同9日に本委員会に付託された、総合政策課、まちづくり課、総務課、税務課、会計課、議会事務局、監査委員、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会の令和5年度那須烏山市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、9月10日及び11日の2日間にわたり、第一委員会室において、総務企画常任委員会の委員5名全員と、説明員として関係課長ほか関係職員の出席の下、慎重な審査を行いました。その結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

総合政策課。

ふるさと納税については、寄附獲得額は県内でも下位に位置しており、実質的な収支も赤字となっています。令和6年度に事業を移管されたまちづくり課においては、魅力的な返礼品を一層充実させるとともに、本市の魅力をふるさと納税で発信し、さらなる寄附額の拡大に向け努力されたい。

第3次総合計画の適切な進捗管理のため、各課に執行計画調書の作成を依頼し、進捗ヒアリ

ングを年 3 回実施している。内部のヒアリングにとどめず、例えば、常任委員会委員も同席させ第三者の意見と視点を取り入れるなど、進捗管理方法を見直されたい。

庁舎整備については、市庁舎整備検討委員会の答申の後、可能な限り広範な市民の意見をくみ上げ、中長期的将来を見据えた「まちづくりのグランドデザイン」を速やかに策定し、公表されたい。

まちづくり課。

J R 烏山線について、これまで利用者が減少傾向にあったが、令和 5 年度の平均通過人員が 7 年ぶりに増加に転じたことは評価できる。大切な地域資源である J R 烏山線を次世代に引き継ぐためにも、さらなる利用向上に向けた取組を図られたい。

市営バスは、乗車人員、使用料収入とも伸び悩み、厳しい運営状況が続いている。利用動向に見合った運行ダイヤ及び路線の見直し等、持続可能な公共交通の構築に向け、共同運行している市町と検討されたい。

総務課。

地域経済の振興と地元中小業者育成の観点から、地元業者で対応可能な事業については条件付一般競争入札を採用するなど、入札の透明性や公正性に配慮しつつ、地元業者の育成につながるような入札制度となるよう努められたい。

防災行政無線は、災害発生時において伝達ツールとして非常に有効である。既に整備済みである先進地事例等を研究し、本市に最適で最も効果的な防災行政無線システム整備に向け検討を進められたい。

境財産区については、審議・決定機関が境財産区議会から境財産区管理会に移行された。山林資源については必要な森林整備を行い、効果的な維持管理の状況などを十分考慮しながら、境地区の森林有効活用に一層寄与できるよう適切に管理されたい。

税務課。

大口滞納者の換価処分、不納欠損処分による徴収率の増は評価できる。市税は歳入の主たるものの一つであるため、納期内納付に有効な口座振替の勧奨や、キャッシュレス納付の促進を図り、今後も収納率の向上、収入未済額の減に努められたい。

固定資産税の課税客体把握のため、航空写真撮影業務を 3 年ごとに委託している。近隣の市町と共同で実施するなど、現在よりも安価で精度の高い方法を検討されたい。

議会事務局。

タブレット機器が導入され、本会議においても完全ペーパーレスとなった。紙資料での閲覧に近づけるよう、また、閲覧に当たって不具合がないよう努められたい。併せて、タブレット導入に当たってのメリット・デメリット、費用対効果を検証されたい。

以上をもって総務企画常任委員会の決算審査の結果報告といたします。

○議長（青木敏久） 次に、認定第1号から認定第5号までの所管事項について、文教福祉常任委員会委員長、荒井浩二議員の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、荒井浩二議員。

〔文教福祉常任委員会委員長 荒井浩二 登壇〕

○文教福祉常任委員会委員長（荒井浩二） 文教福祉常任委員会委員長の荒井浩二と申します。

決算審査結果報告を申し上げます。

令和6年9月3日の本会議において提案され、同月9日に本委員会に付託された、市民課、健康福祉課、こども課、学校教育課及び生涯学習課の令和5年度那須烏山市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、9月10日及び11日の2日間にわたり、南那須庁舎第二委員会室において、文教福祉常任委員会の委員5名と、説明員として関係課長ほか関係職員の出席の下、慎重な審査を行いました。その結果、一部反対意見はあったものの、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

まず、各課共通事項として、福祉・教育・医療においては、それぞれの提供体制に地域差が生じないように、国や県への要望活動により一層努められたい。

次に、市民課。

熊田診療所及び七合診療所は1次医療圏に位置づけられる医療機関として大きな役割を果たしており、地域住民へ安定的な医療提供が行えるよう、必要に応じて施設の修繕や診療器具の更新等を検討されたい。

マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの住民票の写しや印鑑登録証明書等の交付について、前年度と比較し倍以上の交付枚数となったことを評価する。中でも業務時間外の利用が多いことから、今後はさらなる周知を行い、業務効率や市民の利便性向上を図られたい。

市民から信頼され、親しまれる窓口を目標に、日々の接遇の向上に努めるとともに、カスタマーハラスメント対策を検討し職員の安全性の確保に努められたい。

次に、健康福祉課。

健康マイレージ事業について、利用者拡大に向けた周知方法の見直しにより、申請者が大幅な増加となったことを評価する。今後は児童・生徒を対象とした各種イベント等での周知を検討され、さらなる利用者拡大や市民の健康保持・増進に努められたい。

ふれあいの里やいきいきサロン等の一般介護予防事業については、筋力低下や認知症対策、

介護予防に有効な取組であることから、参加者増加に向けた開催地域の拡大に努められたい。

こども課。

なすからこども園（認定こども園）については、新園舎建設から旧園舎解体まで計画に沿った進捗管理を行うとともに、令和 7 年 4 月の開園に向けて設備等の移行を滞りなく進められたい。

市内特定教育・保育施設の副食費免除事業費補助金については令和 6 年まで実施としているが、子育て世代の負担軽減に寄与している事業であることから、令和 7 年度以降も継続されるよう事業形態を調査研究され、子ども・子育て支援施策のさらなる充実を図られたい。

学校教育課について。

すこやか推進担当によるすこやか相談・教育相談センターについては、不登校や就学関係等の様々な相談が見受けられることから、相談者一人ひとりへのきめ細やかな対応に努められたい。また、市内小中学校での特別支援教育の充実に向けて教職員のスキルアップに努められたい。

スーパーティーチャー育成事業については、これまでに実施した先進地視察等での研修内容を学校内で共有し、本市の実情に合った教育環境の調査研究をさらに進め、市内小中学校の教員の授業力向上及び児童・生徒の学力向上に努められたい。

児童見守りシステムの現在の利用状況を検証し、児童の安全確保のため、時代に即したシステムへの見直しを検討されたい。

最後に、生涯学習課について。

本市の指定文化財について、所有者へ文化財の現況調査及び修繕等への意向確認を行い、適切な修復作業を実施するよう検討されたい。

那須烏山生涯学習推進計画については、令和 5 年度に実施したアンケートの内容を踏まえて第四期計画策定業務を進め、市民の生涯学習活動や地域活動の充実にも努められたい。

以上をもって文教福祉常任委員会の決算審査の結果報告といたします。

○議長（青木敏久） 次に、認定第 1 号、認定第 7 号及び認定第 8 号の所管事項について、経済建設常任委員会委員長、福田長弘議員の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長、福田長弘議員。

〔経済建設常任委員会委員長 福田長弘 登壇〕

○経済建設常任委員会委員長（福田長弘） 経済建設常任委員会委員長の福田でございます。

それでは、決算審査結果の報告を申し上げます。

令和 6 年 9 月 3 日の本会議において提案され、同月 9 日に本委員会に付託された、農政課、商工観光課、都市建設課、上下水道課及び農業委員会の令和 5 年度的那須烏山市の一般会計、

水道事業会計及び下水道事業会計の歳入歳出決算について、9月10日及び11日の2日間にわたり、議員控室において、経済建設常任委員会の委員5名全員と、説明員として関係課長ほか関係職員の出席の下、慎重な審査を行いました。その結果、全会一致により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

農政課。

園芸振興対策について、簡易施設（パイプハウス）設置費及び果樹棚の購入費を助成する制度を創設し、新規栽培や規模拡大を志向する生産者を支援したことは評価する。今後も意欲ある農業者を積極的に支援し、収益性の高い農業の拡大に努められたい。

担い手対策について。農業事業者の高齢化や後継者不足、離農による遊休農地の拡大等は喫緊の課題であり、新規就農者の獲得は極めて重要であります。就農前から就農後も切れ目なくきめ細やかな支援を展開するため、支援体制の充実を図られたい。

雑草問題については、高齢化が進む中山間地域の住民の大きな負担となっており、令和2年度から続く産官学による里地・里山再生プロジェクトにおいて得られた知見は、市内全域に波及すべきものとする。事業主体と連携し、ほかの地区でも活用できるよう体系化に努められたい。

農道台帳の整備については、地方交付税の投資的経費の補正措置が講じられるだけでなく、農道を管理する上で欠かせないものであるため、適正に作成及び管理されたい。

商工観光課。

キャッシュレス決済推進事業について。市内外の多くの方に利用いただき、物価高騰による影響を受けた市内事業者や市民を支援する試みとなったことは大いに評価する。これを一過性の取組にすることなく、検証を重ね、次の事業に反映されたい。

企業誘致については、市内経済の活性化と新たな雇用の創出に資するため、これまで以上に積極的に取り組むとともに、市内既存立地企業の育成・支援についても十分配慮し、新規立地企業の誘致と相乗効果によるさらなる成果を導くことに努められたい。

なすからブランドについて、認証から5年以上が経過した商品もあることから、認証後の継続的な効果が十分に発揮されているか改めて検証し、認証候補の育成と併せて新たな施策の展開を図られたい。

都市建設課。

ふれあいの道づくり事業については、地域に密着した生活道を住民の手により整備する市民協働の事業であり、道路愛護の醸成に寄与し、地域住民からの要望も多いことから、より一層の普及促進を図るとともに、作業の安全確保における指導を徹底されたい。

防災集団移転促進事業については、前例のない事前移転事業であり、国との調整・協議時間を要するとは思われるが、地元住民の不安は計り知れないため、スピード感を持つて的確かつ丁寧な対応に努められたい。

住環境の整備に係る各種助成制度については、多様なニーズを聞き取り、安心・安全で快適な住環境を本市で整備してもらえるよう、制度のさらなる充実に向けて調査研究を図られたい。上下水道課。

有収率の向上について、本市の水道事業の事業規模からして大規模な管路の布設替えは難しいため、費用対効果を勘案しながら効果的な漏水調査、修繕、管路の耐震化に努められたい。

水洗化率について、烏山中央処理区はほかの地域に比べて極めて低く、抜本的な対策が必要であるため、戸別訪問による新規加入者の加入はもとより、あらゆる方法を検討し水洗化率の向上に尽力されたい。

人口減少や社会情勢の変化等により使用しなくなった施設等について、その所在を明らかにし、適切に管理するとともに、民間による使用を含めた施設の有効活用を図られたい。

以上をもちまして経済建設常任委員会の決算審査の結果報告といたします。

○議長（青木敏久） 以上で各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより、認定第 1 号から認定第 8 号までについて、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

16 番平塚英教議員。

〔16 番 平塚英教 登壇〕

○16 番（平塚英教） 16 番平塚英教でございます。

ただいま上程されております令和 5 年度決算の認定第 1 号から第 8 号までの 8 議案のうち、認定第 1 号 令和 5 年度那須烏山市一般会計、認定第 2 号 令和 5 年度那須烏山市国民健康保険特別会計、認定第 4 号 令和 5 年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計、認定第 5 号 令和 5 年度那須烏山市介護保険特別会計の 4 議案につきましては、公正で民主的な市民が主人公の市政を目指す立場から、市民のための行政のさらなる努力と改善を期待いたしまして、反対討論を行います。

令和5年度の市の一般会計決算は、歳入で140億6,412万8,894円で、歳出は131億8,357万5,679円であります。歳入の面では、収入未済額が2億905万3,701円あり、調定額の5.82%に達しております。特に市税関係、固定資産税につきましては1億9,541万5,187円でありまして、不納欠損額は804万391円であり、固定資産税が不納欠損額の79.2%を占めております。市税の固定資産税の大口滞納整理をはじめ税金の収納対策は評価いたしますが、さらなる努力を期待するものであります。

地域経済は、物価高騰や景気低迷の中で税収が伸びない下で、行政運営に当たりましては、単に受益者負担を強めるのではなく、市民生活を守る立場で行財政執行に必要な補助金、交付金を国に強く求めていただきたいと思います。

首都圏への大動脈である本市の公共交通の要であるJR烏山線は、乗降客、利用客をいかに増やすか、具体的な乗車運動を本格的に展開すべきであります。市執行部を先頭に、まず、烏山線に乗って利用向上を図っていただきたいと思います。

本市が事業主体となって進めております防災集団移転促進事業につきましては、総体事業費がどれだけかかるのか、また、本市の直接負担がどれほどのものか、その必要財源の見通しもいまだ明らかになっておりません。改めて防災集団移転促進事業の総体事業費の見通しと本市の直接負担経費の見込みを明らかにしていただきたいと思います。

また、南那須地区広域行政事務組合が志鳥地区の山林に保健衛生センターを建設する用地測量・地質調査業務委託料の本市負担金、これは志鳥地区の住民が反対しておりまして、実際には使われておりませんが、この予算計上そのものに私は反対するものであります。SDGsの時代に何でも混ぜて燃やす、埋め立てる、このような方式から脱却をして、ごみ処理を分別・減量化・再資源化に向けて大きく見直すように改めて求めるものであります。

令和5年度から5年間のまちづくりの指針となる第3次総合計画がスタートしております。この計画は目指すべき将来像として、地域の魅力と活力にあふれる暮らしや、暮らしやすいまちづくりの実現に向けて、市民とともに全員参加協働のまちづくり、持続可能な財政運営、広域的自治体間連携強化、この3本柱を意識して各種施策に取り組んでいるものであります。

しかしながら、本市は消滅可能性都市として挙げられているのにもかかわらず、この課題に対する危機感が明確ではありません。企画力・実践力が市民には伝わってまいりません。本市がこれからどのように進んでいくのか、本市行政の総力を挙げたオール那須烏山市体制で、市民の知恵と力を結集して、将来の那須烏山市のあるべき姿を示し、未来ある那須烏山市づくりを進める必要があります。本市の地方創生の本気の取組を期待するものであります。

本市の合併特例債の発行状況は93億3,520万円となっており、発行可能残高は13億3,330万円となっているとのことであります。さらに、令和3年度からこの合併算定が一

本算定となっており、平成28年度から見ますと、この5年間で5億円も地方交付税が削減されております。このような財政状況の下で、本市の大規模事業として集中と選択、優先順位を明確にして取り組む必要があります。将来の本市の借金と禍根を残さないために改めて努力を求めるものであります。

市民に対しては情報公開を徹底し、行政責任、行政のリーダーシップを発揮し、本市の将来を見据えた方針を立て、文字どおり市民の知恵と協働のまちづくりを進めるよう期待するものであります。

特に本庁舎整備につきましては、主役である市民の意向調査は欠かせません。市総合計画策定の際にも2,000世帯、防災無線の意向調査でも3,000世帯へのアンケートを実施しておりますので、全市民に関わる本庁舎整備につきましても全世帯アンケートを実施されますよう改めて求めるものであります。

歳出の面では、令和5年度は第3次総合計画の初年度として、基本目標1、未来につなぐ健やかな暮らしを支える、2、未来につなぐ学びを育む、3、未来につなぐにぎわいを創出する、4、未来につなぐ安全・安心な暮らしを守る、5、未来につなぐ持続可能な行財政運営を築くというふうにされておまして、これを展開しているわけですが、厳しい財政状況下で各種事業に取り組んでいるわけであります。

定住促進はその前提となる若者の雇用拡大が必要であり、全市を挙げて産業振興に取り組まれ、地元企業と一体となって取り組んでいただきたいと思います。特に定住促進や空き家対策の推進につきましては、条例を制定し、受入体制を整えていただきたいと思います。

定住促進事業を進める前提として、限らない本市への交流人口の増加を図る取組が必要です。その拠点施設として、他の自治体でも既に実施しております道の駅の整備は欠かせません。実現するための調査研究を求めるものであります。

さらに、各種会計への拠出金につきましても、高く払えない国民健康保険税軽減のために一般会計からの繰入れをお願いするものであります。さらに、後期高齢者医療保健、介護保険につきましても一般会計からの繰入れを求めるものであります。さらに、国・県へのさらなる助成を行うよう強く求めていただきたいと思います。

依然として行財政運営が厳しさを増す中で、財政執行に当たっては無駄をなくし、効率的な財政執行を図るよう、まちづくりにつきましては、住民が主人公、市民の願いと要求に応えるまちづくりを進めていただきたいと思います。

財界主導の構造改革が久しく行われ、社会保障が削られ、労働法制の改悪など、ますます都市と地方の格差が広がっております。そして、法人税を減税する一方で、社会保障の財源と言いながら、消費税10%増税を進めているところであります。消費税は低所得者ほど負担の重

い不公平税制であり、物価高騰の中にあつて国民生活も日本経済も大変な状況にあります。消費税は当面5%に減らして、将来はなくすべきだと考えるものであります。このような中で、本市の市民生活と商工業を守る対策を強めていただきたいと思います。

農業分野でも地域農業の存亡の危機にあり、小規模農業を切り捨てるような国の農政を改めるよう求めていただきたいと思います。本市独自の農政あるいは営農集団が育成され、中山間地農業を守り、所得補償と価格保障、生産者の経営が成り立つ、後継者の育つ農業行政を期待するものであります。また、各種団体への補助金交付につきましては、活動の実態の見えないものもあり、改善を求めます。

行財政改革は、歳入を増やし、歳出をカットして、住民サービスの向上のために行うのが真の行革であります。

公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の統廃合はあくまで市民本位に進めるべきであり、実際に地域住民に使われている必要な公共施設を一方的な行政の統廃合で進めるやり方には反対であります。税収不足の折、不況で苦しむ大変な思いをされている市民生活を思い、市当局も議会も襟を正し、市民の負託に応えるよう改めて求めるものであります。

行財政運営執行に当たりましては、住民こそ主人公の立場で、お役所仕事、マンネリ化を打破して、無駄のない市民に信頼される行財政執行を求め、一般会計の反対討論のまとめといたします。

次に、認定第2号 令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計につきましては、日本国憲法と社会保障の一環として市民の命と健康を守る立場から、国保事業を充実させる立場で反対討論を行います。

平成30年度から国民健康保険の運営主体が市町村から県に移行されておりますが、県が示した標準保険税に基づき、本市の税率はやや下がったわけではありますが、医療給付に対する国庫負担の大幅な削減、度重なる国の医療改悪の下で、不況やリストラ、所得を減らしている市民、納税者が耐え切れず、徴収が大変な状況にあります。こういう中で、令和5年度の国保税の収納未済額は4,471万8,064円となっており、調定額の7%に達しており、抜本的な解決を求めます。

本市の滞納者は、令和5年度末で175世帯、資格証明の発行は24世帯、短期保険証発行は45世帯に達しているとのことであります。命に関わる国保事業、保険証は資格証ではなく、全世帯に保険証交付をお願いするものであります。憲法に基づく社会保障、皆保険として低所得者を中心とした保険事業でありますので、資格証の発行による保険証取上げはやめていただきたいと思います。

本来の国保事業に立て直す立場から、第1に、国保事業につきましては、国の責任を明確に

させ、医療給付に対する国の負担率を基に戻させる必要があります。第2に、国保事業は命に関わる最も重要な福祉事業でありますので、一般会計からの繰入れを図り、納税者の負担軽減に努めていただきたいと思います。第3に、医療、疾病予防強化を図り、早期発見・早期治療に積極的に取り組むよう求めるものであります。第4に、国の制度改悪に反対し、国の責任を明確にして、真の社会保障、国保事業に取り組む立場から市民本位の国保事業に取り組まれるよう求めるものであります。

保険証を廃止してマイナンバーカード一本化の強制執行は、様々な問題が解決されておらず、皆保険を危うくするものであります。国に対してこの強行を強く反対していただきたいと思います。

次に、認定第4号 令和5年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計につきましては、高齢者の命と健康が安心して保障される保険事業として見直す立場から反対討論を行います。

度重なる医療制度の改悪によって、老人医療費など重大な負担増と、病院での高齢者締め出し、重病化など、深刻な社会問題となっております。後期高齢者医療保険は、原則として医療費は1割本人負担でありましたが、75歳以上の高齢者の医療費窓口負担が2割となり、さらに現役並みの一定所得以上の方は3割負担に引き上げられたところであります。

高齢者いじめの医療負担改悪は高齢者の生存権を踏みにじるものであり、本決算についても、高齢者の命と健康を守る立場から、第1に、世界に類のない差別医療である後期高齢者医療保険をなくし、高齢者を含め国民の命と健康を守る医療制度を改めて求めるものであります。さらに、後期高齢者の広域連合にため込まれている財政調整基金や保険給付費等を、支払準備金を取り崩して均等割・所得割の引下げを求めていると思います。第2に、予防医療の充実強化、特に訪問診療充実に努めていただきたいと思います。第3に、高齢者が安心して生きがいを持って暮らせる福祉のまちづくりを進めていただきたいと思います。第4に、国の老人いじめの改悪や制度の改悪に反対し、必要な財源措置を国に強く求めていると思います。

収入未済額が117万3,925円ありまして、この解決も求めます。

最後に、認定第5号 令和5年度那須烏山市介護保険特別会計決算につきましては、高齢者に十分な対応が図られ、実態に即した介護保険制度に改善を求める立場で反対討論を行います。

発足当時から介護保険の問題として、介護認定を受けた方が介護サービスの負担が重いために必要な介護サービスを辞退するケースがあります。また、介護保険の保険料の値上げ、高齢者低所得者にとって依然として負担の重い制度となっております。3年に一度の介護報酬の改定で訪問介護基本報酬が引下げとなっており、小規模事業者が倒産するなどの問題が発生し、全国で怒りと不安が広がっております。訪問介護基本報酬の引下げを撤回するよう国に求めて

いただきたいと思います。

政府はさらに、保険給付抑制のために、利用料の2割負担の対象拡大、介護保険介護度1・2の給付を外し、また、ケアプランの有料化を狙っております。このような改悪に強く反対し、国の社会保障の一環として介護保険制度をしっかりと守るよう求めています。

本市は、高齢化の進む中で高齢者が安心して暮らせる医療・介護・福祉・住まい・生活支援サービスを総合的に進める地域包括支援システムの確立を早期・早急に進めながら、必要な医療介護、高齢者福祉が推進されますよう、全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

介護保険制度が度重なる改悪の下で、本市においても介護保険事業を強める立場から、介護保険、介護サービスの基盤の整備を図り、施設入所待機待ちのないように、介護認定を受けた方が必要な介護サービスが受けられるよう、保険あって介護なしと言われないように改めて介護保険制度の充実強化を求めます。

介護保険の会計の収入未済額、222万6,832円の解決を求めます。

新型コロナウイルス感染症は2類から5類に移行はされておりますが、感染症がここへ来てやや拡大傾向にあります。改めて新型コロナウイルス感染症対策を強めるよう求めるものであります。平穏な市民生活が送れるよう、さらに奮闘を期待するものであります。

今後の財政運営につきましては、引き続き地方の景気低迷の中、税収不足により、市民が主人公の立場に立って無理・無駄のない財政再建の取組を強めるよう、国の制度改悪から地方自治体と市民生活を守るよう改めて求めるものであります。市民に安心・安全な災害に強いまちづくりをつくっていくよう期待をするものであります。

市長はじめ市執行部の行政改革、意識改革を強く求めまして、私の反対討論といたします。

○議長（青木敏久） 次に賛成討論の発言を許します。

8番滝口貴史議員。

〔8番 滝口貴史 登壇〕

○8番（滝口貴史） 議席番号8番の滝口貴史です。

私は、認定第1号 令和5年度那須烏山市一般会計決算の認定についてから認定第8号 令和5年度那須烏山市下水道事業会計の決算の認定についてまでの8議案全てを認定すべきとの立場から賛成討論を行います。

令和5年度の一般会計歳入総額は140億6,412万円余で、歳出総額は131億8,357万円余と、いずれも前年度比増額でありました。実質収支額は7億8,725万円余で、決算処分として財政調整基金に2億円、庁舎整備基金に2億円、計4億円の積立てを行っております。また、特別会計の5会計の合計におきましても、歳入総額67億5,200万円余、歳出総額64億6,579万円余と、前年度と比較しまして歳入歳出ともマイナスとなり

ました。

次に、企業会計であります、水道事業会計につきましては、事業収益6億488万円余、事業費用5億2,164万円余であり、純利益は8,324万円余であり、昨年度と比較すると4,978万円余減少しております。

次に、公営会計企業といたしましては、初年度となりました下水道事業会計であります、事業収入3億8,103万円余、事業費用3億6,486万円余であり、純利益は1,617万円余となりました。この結果、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は90.8%と、前年度より3.7ポイント悪化しておりますが、健全化判断比率4つの比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率並びに将来負担比率については該当はなく、実質公債費比率は7.5%であり、令和5年度の予算執行はおおむね適切に履行されたものと、良好な状態と言えるものがあります。

歳入に関して注目してみますと、普通交付税については前年比で4.9%、1億9,340万円余を上回りましたが、自主財源の柱である市税収入におきましては、前年度と比較し4.7%、1億6,770万円余下回りましたが、これは前年度には滞納処分により臨時的な徴収額の増加があったことが要因であります。

税の収納対策は、職員の皆さんも御苦労が多いことと存じますが、今後も御活躍を祈念しております。

さて、令和5年度から那須烏山市第3次総合計画がスタートしました。その1年目は、デジタルDX、デジタルトランスフォーメーションの推進を視野に入れた市税のキャッシュレス納付、Pay Payを活用したキャッシュレス決済推進事業や子ども医療助成費拡大、電気、物価、燃料の高騰に伴う支援事業など、市執行部におかれましては、様々な有利な財源等を活用し、市民目線で事業に取り組まれました。

本市の懸案事項であります防災集団移転促進事業や新庁舎整備など、今後も多くの事業が山積しておりますが、市執行部におかれましては、みんなの知恵と協働による持続可能なまちづくりに邁進されることを御祈念しております。

これらの決算につきましては、私たち議員が全会一致で選任いたしました監査委員に審査いただき、また、本会議において全ての議員による総括質疑の後、所管の常任委員会に付託され、各担当課から詳細な聞き取りの上、慎重に審査してきたところであります。その結果は、ただいま各常任委員長から報告ありましたとおり、全ての会計において認定すべきものと考えます。

最後になりますが、ただいま各常任委員長から報告に付されました意見を、執行部におかれましては、真摯に受け止めていただきまして、速やかな対応をお願いいたしますよう改めてお願いをいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（青木敏久） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。認定第1号 令和5年度那須烏山市一般会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青木敏久） 起立多数と認めます。よって、認定第1号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青木敏久） 起立多数と認めます。よって、認定第2号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 令和5年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、認定第3号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 令和5年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青木敏久） 起立多数と認めます。よって、認定第4号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 令和5年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青木敏久） 起立多数と認めます。よって、認定第5号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 令和5年度那須烏山市境財産区特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、認定第6号については、原案のとおり

認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 令和5年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、認定第7号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 令和5年度那須烏山市下水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、認定第8号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第3 請願書等審査結果の報告について

○議長（青木敏久） 日程第3 請願等審査結果の報告についてを議題といたします。

常任委員会の審査経過と結果について、総務企画常任委員会委員長、興野一美議員の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、興野一美議員。

〔総務企画常任委員会委員長 興野一美 登壇〕

○総務企画常任委員会委員長（興野一美） 総務企画常任委員長の興野と申します。

請願書等審査の結果を発表いたします。

去る9月3日の本会議において当総務企画常任委員会に付託された、陳情書第4号 那須烏山市議会陳情の取り扱いについて、陳情書第5号 那須烏山市名誉市民条例改正の陳情及び陳情書第6号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件、以上3件の審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

9月10日・11日の2日間にわたり、委員5名出席の下、第一委員会室において慎重に審査を行いました。

まず、陳情書第4号 那須烏山市市議会陳情の取り扱いについてですが、陳情の趣旨は妥当であるとの意見により、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情書第5号 那須烏山市名誉市民条例改正の陳情ですが、陳情の趣旨は妥当であるとの意見により、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

最後に、陳情書第6号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件ですが、冤罪被害者を救済するために再審法は改正されるべきという陳情者の趣旨には賛同できるとの意見により、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

以上で審査結果の報告を終わります。

○議長（青木敏久） 次に、経済建設常任委員会委員長、福田長弘議員の報告を求めます。
経済建設常任委員会委員長、福田長弘議員。

〔経済建設常任委員会委員長 福田長弘 登壇〕

○経済建設常任委員会委員長（福田長弘） それでは、経済建設常任委員会から報告を申し上げます。

去る9月3日の本会議において当経済建設常任委員会に付託された、陳情書第3号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情の審査経過とその結果について御報告申し上げます。

陳情書第3号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情につきましては、9月10日に委員5名全員出席の下、議員控室におきまして、陳情者の陳情の趣旨説明を受け、慎重に審査を行った結果、最低賃金の改善は大切であり、その必要性は感じられるが、最低賃金を全国一律制度に改正することにより地方の中小企業や地場産業の経営悪化が懸念されるため、今は賃上げについて制度拡充に取り組んでいる国の動向を注視すべきであるとの意見により、全会一致で不採択とすべきものと決定をいたしました。

以上で審査結果の報告を終わります。

○議長（青木敏久） 以上で常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより、常任委員会委員長報告の審査結果について討論に入ります。

まず、報告に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教議員。

〔16番 平塚英教 登壇〕

○16番（平塚英教） 16番平塚英教でございます。

ただいま委員長報告のありました請願書関係が4つ出ておりますが、私は、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情、これについては委員会の不採択に反対するものであります。

最低賃金を引き上げることは委員会のほうでも必要性は認められるということでございますが、この陳情書は、要するに最低賃金を中小企業でも小規模事業所でも支えられるように国がしっかりと支援をなさいと、こういう陳情なんです。それを求めてほしいと。今のいわゆる地域格差をそのままにする最低賃金法の在り方、そういうものを改めて、最低賃金法を改正して、しっかりと最低賃金はこれだけ保障するんだということを国のほうが定めて、それを保障するために小規模事業者や中小企業をしっかりと支援する、そういう政治に改めてほしいというような要望でございますので、私はこの不採択には同意できないと。

それ以外の陳情書4号、5号、6号については、私は賛成ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 請願書等審査結果の報告についてのうち、総務企画常任委員会委員長からの審査報告のあった、陳情書第4号 那須烏山市議会陳情書の取り扱いについて、報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、陳情書第4号については、総務企画常任委員会委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第3 請願書等審査結果の報告についてのうち、総務企画常任委員会委員長からの審査報告のあった、陳情書第5号 那須烏山市名誉市民条例改正の陳情について、報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、陳情書第5号については、総務企画常任委員会委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第3 請願書等審査結果報告についてのうち、総務企画常任委員長から審査報告のあった、陳情書第6号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件について、報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、陳情書第6号については、総務企画常任委員会委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第3 請願書等審査結果報告についてのうち、経済建設常任委員会委員長から審査報告のあった、陳情書第3号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について、報告のとおり不採択とすることに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青木敏久） 起立多数と認めます。よって、陳情書第3号については、経済建設常任委員会委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎日程第4 意見書案第1号 再審法改正を求める意見書の提出について

○議長（青木敏久） 日程第4 意見書案第1号 再審法改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

総務企画常任委員会委員長、興野一美議員。

〔総務企画常任委員会委員長 興野一美 登壇〕

○総務企画常任委員会委員長（興野一美） 総務企画常任委員長の興野と申します。

ただいま上程となりました意見書案第1号について、提案の趣旨説明を申し上げます。

再審は誤った判断により有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済することを目的とする制度であります。個人の尊重を掲げる日本国憲法の下では無実の者が処罰されることは許されず、冤罪被害者は速やかに救済されなければなりません。冤罪被害者を速やかに救済するため、再審開始決定後は速やかに再審の公判が開かれるよう、刑事訴訟法の再審規定の改正を求めるとともに、再審審議の過程において検察は全ての証拠を開示するよう、関係行政庁に特段の処置を講ずるよう意見書を提出するものです。

以上で提案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（青木敏久） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 意見書案第1号 再審法改正を求める意見書の提出について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（青木敏久） 以上で、9月3日から本日まで16日間に渡りました本定例会の日程は全部終了いたしました。

各位の御協力、大変ありがとうございました。

以上をもちまして令和6年第3回那須烏山市議会9月定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

〔午前11時30分閉会〕

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和6年11月21日

議 長 青 木 敏 久

署 名 議 員 高 田 悦 男

署 名 議 員 平 塚 英 教